

9月分

No.11

件名	岐阜県鳥獣被害対策本部について
受付日	令和7年9月16日
ご意見・ご提案の概要	<p>なぜ岐阜県鳥獣被害対策本部は、なくなってしまったのか。</p> <p>1つの部署で一元的に対応してほしい。農作物よりも人命のほうが大切ではないか。鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）の理解が乏しいと思う。</p>
県の考え方	<p>平成23年1月に「岐阜県鳥獣被害対策本部」を設置し、野生鳥獣による農林水産業被害の軽減等を図るため、全庁的な総合対策を実施してきました。対策本部の設置以降は、防護柵の整備や捕獲対策の強化により農作物被害額が半減するなど、一定の成果が得られたことから、対策本部は令和6年3月31日で廃止しました。</p> <p>対策本部の廃止後は、農政部（農作物被害）、環境エネルギー生活部（生息調査、クマ等人身被害）、林政部（森林被害）の本庁関係課による連絡会議を設置し、実務レベルでの情報共有、課題検討を行うことで、組織横断的に鳥獣害対策に取り組んでいます。</p>
担当課	農政部 農村振興課